

## かわさき新産業創造センター利用許可等審査基準

### 1 目的

かわさき新産業創造センター（以下「センター」という。）利用許可等審査要綱（以下「審査要綱」という。）第6条に基づき、新事業事務室、新事業研究室又はクリーンルーム（以下「新事業事務室等」という。）の利用許可及び利用期間延長の許可（以下「利用許可等」という。）をするのにあたり、かわさき新産業創造センター条例（以下「条例」という。）第7条第2項の「適合している場合」及び「相当と認めるとき」並びに第9条第2項の「特に必要があると認めるとき」並びに第9条第3項の「特別の理由がある」と認めるとき」並びにかわさき新産業創造センター条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第2項の「市長が認めるとき」についての審査基準を定める。

### 2 審査の項目及び基準

委員会における審査の項目及び基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第7条第2項第1号について、申請者が次の各号のいずれかに該当することの形式審査を行う。

ア 新たに事業を開始しようとする個人

イ 新たに事業を開始した個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの

ウ 新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

エ 新たな事業分野への進出等を行おうとする会社

オ 大学又は大学の教員（技術に関する研究成果を民間事業者に対し移転しようとする者に限る。）

カ 地域における産業の振興に寄与し、かつ、センターの設置の目的を達成するために必要と認められる研究開発又はその成果の普及を行おうとする者

キ 企業組合、協業組合、事業協同組合又は特定非営利活動法人のいずれかに該当する者であって新たな事業分野への進出等を行おうとする者

(2) 条例第7条第2項第2号について、次の基準により、申請者の事業の成長発展の可能性の審査を行う。

ア 事業の目的及び上市までの計画が明確かつ事業の実施体制及び新規性等が優れたものであること。

イ 申請者の事業に対する取組みの姿勢等が意欲的なものであること。

ウ 売上高、経常利益、販売見込及び資金調達などの収支・資金計画が現実的であること。

(3) 条例第7条第2項第3号について、次に掲げる項目により、センターの設置の目的に申請者の事業が適合するものであることの審査を行う。

ア センターにおける支援を通じて、個人にあつては創業、企業にあつては新たな事業分野への進出が見込まれること。

イ 地域における新たな産業の創造、ものづくり基盤技術の高度化への寄与など、事業の実施を通じて地域経済の活性化が見込まれること。

(4) 条例第7条第2項第1号「相当と認めるとき」については、次の各号に該当するものとする。

ア 法令及び条例・規則等に違反するもの又は違反するおそれがあるものでないこと。

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるものでないこと。

ウ 新川崎地区地区計画に定める建築物等の用途の制限に反するものでないこと。

エ 周辺及び隣接の生活環境並びに他の事業者の事業活動に支障を及ぼさないものであり、次の事業のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）」に定める「特定病原体等」などのほか人体及び周辺環境に著しく影響を与える細菌類を扱うもの
  - (イ) 動物を扱う実験を行うもの
  - (ウ) 遺伝子組み換えを行うもの
  - (エ) 人体及び周辺環境に著しく影響を与える化学物質を用いた実験を行うもの（当該化学物質について標準試薬として分析試験に用いる場合等は除く。）
  - (オ) 放射性同位元素を使用するもの（法令に基づきユニットとして組み込んだ機器類の使用は除く。）
- (5) 条例第 9 条第 2 項「特に必要があると認めるとき」については、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- ア 事業活動がセンター全体の活性化を促し、その知名度の向上に寄与していること。
  - イ センターの施設及び設備を活用する研究開発を実施しており、引き続きインキュベーションマネージャーの支援を必要とすること。
  - ウ 継続中の事業を中断することにより、事業活動への著しい支障が生じること。
  - エ 川崎市内への移転を予定しており、移転後の市内産業への貢献が期待できること。
- (6) 条例第 9 条第 3 項「特別の理由があると認めるとき」については、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- ア 研究・開発等の事業推進のため新事業事務室等に相当の造作を施しており、移転先で同等程度の環境を整備、再構築するには相当の負担が生じ事業存続が困難であること。
  - イ センターにおいて、国の機関若しくは地方公共団体又は大学等との共同研究事業を行っており、移転により事業継続が困難であること。
  - ウ センターからの移転が確実であるが、移転に伴う契約等の事情により退室が困難であること。
  - エ 条例第 7 条第 2 項第 1 号カに該当する者が、契約又は協定に基づき、本市と共同で事業を実施することを目的としてセンターを利用しており、引き続きセンターを利用することにより、条例第 1 条に定めるセンターの設置の目的の達成並びに条例第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる事業の推進に特に寄与するものであること。
- (7) 規則第 7 条第 2 項の「市長が認めるとき」については、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- ア 期日の到来前等の理由により、書類が存在し得ない場合
  - イ 大学又は大学の教員であって、規則第 7 条第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に定める書類を省略する場合
  - ウ その他、書類が提出不可能であることに、合理的な理由がある場合

### 3 審査の方法

- (1) 申請者の事業について成長発展性が見込めない場合は、申請者の全員を不許可とすることができる。
- (2) 許可等について、その募集時点における入居の状況、応募の状況、業種、希望する新事業事務室等の具体的な制約事項から個別の許可判断が必要な場合は、相対的な評価とする。
- (3) 申請者の事業の成長発展性が大きいと認めながらも、施設の収容量から、一旦不許可とした場合であって、上位者が辞退等した場合等、一定期間に限り、再申請に際しては、前回の審査の内容を前提に、審査を省略することができる。
- (4) 条例第 9 条第 3 項「特別の理由があると認めるとき」に該当し、利用許可等をする場合、利用

期間の条件を付するものとする。

ア 審査基準2(6)におけるア又はウに該当する場合、1年以内

イ 審査基準2(6)イに該当する場合、2年以内

ウ 審査基準2(6)エに該当する場合、本市との契約又は協定の期間内

#### 4 審査結果の取扱

(1) 委員会での決定を基本に、利用許可及び不許可等の手続きを行う。

(2) 委員会で検討した不許可の理由は、不許可通知の際の理由とする。

#### 5 処理期間

新事業事務室等の利用許可事務の処理期間は、申請書類の受理から概ね60日以内とする。

#### 6 その他

その他この基準に必要な事項は委員長が定める。

#### 附 則

この基準は、平成14年11月1日から適用する。

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

この基準は、平成19年8月16日から適用する。

この基準は、平成22年12月1日から適用する。

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

この基準は、平成28年10月1日から適用する。

この基準は、平成30年1月31日から適用する。ただし、この基準の適用前の基準の規定により、新事業事務室等の利用許可を受けた者にあつては、審査基準2(6)アの規定に該当する場合の利用期間の条件は、この基準の適用前の基準の規定により、2年以内とする。

この基準は、令和6年1月1日から適用する。